

函館市の国民健康保険に加入されている方へ

令和4年度末に国保に加入したことなどにより、令和5年4月から12月に**令和4年度分**の保険料が賦課された世帯のうち、下記に該当する世帯は保険料が減免となる場合があります。

※令和5年度分の保険料については減免を実施していません。

(1) 令和4年度に新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

⇒ 対象となる保険料の全部を減免

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年の主たる生計維持者の事業収入等が減少しており、以下の①～③の全てに該当する世帯

⇒ 対象となる保険料の一部を減免

世帯の主たる生計維持者の収入や所得に関する条件について

- ① 減少したのは令和4年の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかで、その収入は、令和3年に比べて3割以上減少していること

※持続化給付金等は収入に含みません。

※年金収入のみの世帯は対象となりません。令和3年の所得が0円の方も対象外です。

- ② 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること

- ③ 減少した所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請にあたっては、収入を確認する書類などが必要となります。

(詳細はお問い合わせください。)

○減免の対象となる保険料は・・・

例：令和5年3月に国保に加入した世帯の場合

令和4年度分の保険料として、令和5年4月以降に賦課された令和5年3月相当分の保険料が減免対象となります。

< 計算方法等はうら面をごらんください。 >

〔おもて面の(2)に該当する場合の減免額〕

減免対象保険料額 (A×B/C) に、減免割合 (D) をかけた金額です。

A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等にかかる令和3年の所得の合計額

C：世帯の主たる生計維持者および被保険者全員の令和3年の所得の合計額

D：世帯の主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額に応じ、**10割～2割（減免割合）**

※世帯の主たる生計維持者が事業を廃止した場合などは、令和3年の所得の合計額にかかわらず対象保険料額の全部を免除

該当すると思われる方は、函館市国保年金課 資格（賦課）担当にお問い合わせください。



0 1 3 8 - 2 1 - 3 1 5 0

午前8時45分～午後5時30分（土・日・祝日を除く）

★ 要件を個別に確認させていただくため、令和3年および令和4年の確定申告書の控えなど収入がわかる書類と保険証をお手元に準備してお電話ください。

減免に該当すると考えられる方には「減免申請書」と「申請方法の案内」を送付します。

★ 申請の期限は、令和5年12月28日（郵送は12月28日消印有効）までとなります。

◎ホームページにも関連情報を掲載しております。

（函館市国保で検索） <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunya/kokuho/>

令和5年6月 函館市国保年金課